

日 時：令和 6 年 8 月 2 9 日

午後 1 時 30 分～

場 所：南砺市役所本館 302 会議室

第 1 回南砺市上下水道料金検討委員会

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 委員自己紹介・事務局紹介
5. 委員長・副委員長の選出
6. 検討委員会の進め方
7. 南砺市上下水道事業の現状
8. その他
9. 閉会

南砺市上下水道料金検討委員会 委員名簿

（任期：委嘱の日から令和7年9月30日まで）

区 分	氏 名	性別	備 考
地域づくり協議会の推薦 (3名)	南田 実	男	平地域づくり協議会 会長
	戸成 博宣	男	福光地域地域づくり協議会 会長
	高田 実	男	地域づくり協議会井波連合会 会長
学識経験者 (1名)	神山 智美	女	富山大学学術研究部社会科学系経済学部 教授 (環境法、行政法)
各種団体代表 (5名)	竹中 雅司	男	南砺市商工会 事務局長
	山田 智恵子	女	南砺市商工会 女性部長
	長田 政哉	男	となみ青年会議所 理事長
	中川 敬子	女	さわやかネットワーク理事
	安居 利浩	男	南砺市管工事業協同組合 理事長
公募委員 (3名)	加藤 耕一	男	公募委員
	中川 一郎	男	公募委員
	杉本 澄子	女	公募委員

(計12名)

委員会開催スケジュール

年 月	項 目
令和6年8月	第1回委員会 委員長選出 上下水道事業の現況把握
令和6年11月	第2回委員会 上下水道事業の現況把握 財務分析
令和7年2月	第3回委員会 シミュレーションに基づく料金案検討
令和7年6月	第4回委員会 シミュレーションに基づく料金案検討
令和7年9月	第5回委員会 提言書作成 市長への提言書提出

※検討委員会は平日の日中に南砺市役所にて開催する。

※検討状況によって委員会の開催回数を変更する。

○南砺市上下水道料金検討委員会設置要綱

令和6年3月11日

告示第70号

(設置)

第1条 南砺市の水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設及び個別合併浄化槽施設の使用料等について、必要な事項を調査、検討し、以て本市の上下水道事業の安定的かつ持続的な運営を図るため、南砺市上下水道料金検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長に提言を行う。

(1) 水道料金

(2) 公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、林業集落排水処理施設使用料、個別合併浄化槽使用料

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 本市の水道又は下水道（集落排水処理施設、個別合併浄化槽を含む）の利用者

(2) 本市の区域内の公共的団体等の代表者

(3) 学識経験を有する者

(4) 公募による者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から第2条の規定による提言を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、ふるさと整備部上下水道課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、第2条の規定による提言のあった日限り、その効力を失う。

南砺市上下水道料金検討委員会

第1回委員会資料（水道事業）



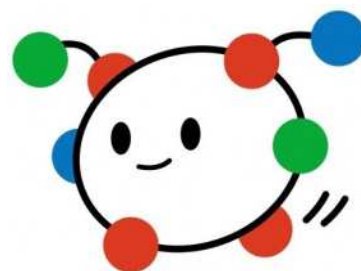
令和6年8月29日

第1章 水道料金改定の検討にあたって

南砺市では、平成22年5月に水道料金を改定し、以降14年間、消費税の引き上げ分だけを改定してきた。

水道を取り巻く状況はさらに厳しさを増し、人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化等が進んでいる。厚生労働省は、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには水道の基盤強化を図ることが必要として、令和元年10月に改正水道法が施行された。

これらのことを踏まえ、令和5年度に南砺市新水道ビジョンの改定を行い、施設の老朽化による更新や耐震化への対応、財源確保の検討など中長期的な展望に立ち、水道施設を計画的かつ効率的に管理していくことを目的とした方向性や施策目標を定めた結果、今後は現行料金による事業運営がより一層厳しいものとなることが示されたため、水道料金の改定について検討を行うものである。



南砺市ブランドマーク「NANTO くん」

第2章 南砺市水道事業の概要

平成 16 年 11 月 1 日の 4 町 4 村の合併により、南砺市（以下、本市）が誕生し、上水道事業と簡易水道事業を統合して本市水道事業が創設された。また、平成 28 年度の変更認可では、全ての簡易水道を上水道に統合し、現在の本市水道事業となった。

以上の経緯から、本市は面積が 668.64km² と非常に広域であり、山間部が多く、平野部は散居村が広がっている独特な地域特性から、水道施設が数多く存在している。

現在、本市の水道の普及率は令和 5 年度末で 99.2%であり、全国平均の 98.3%や富山県内平均の 93.8%と比較して高く、水道利用者の日常生活や経済活動を営むために必要不可欠なライフラインとなっている。

本市水道事業の給水区域を以下の図に示す。

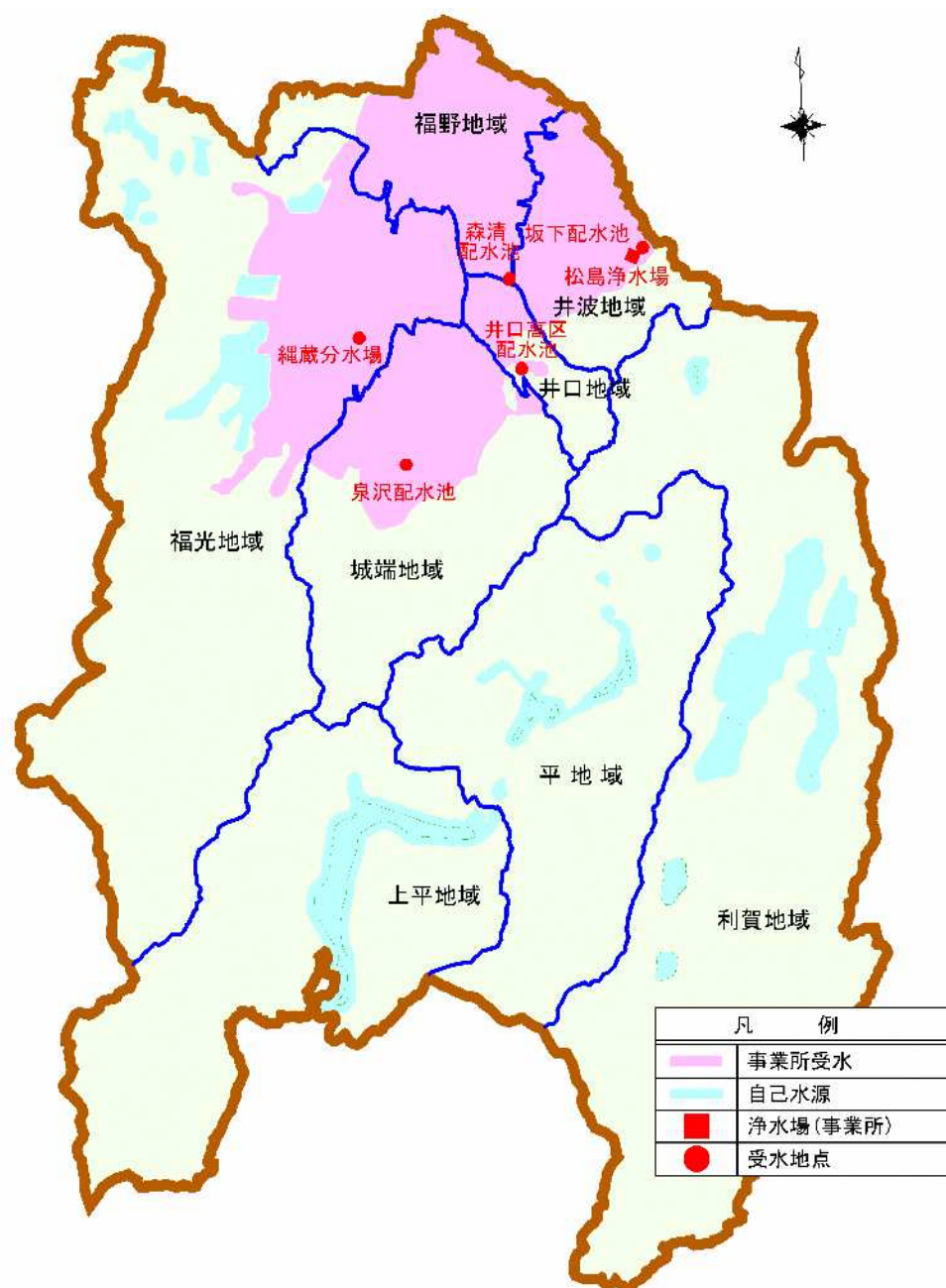


図 南砺市水道事業の給水区域

第3章 南砺市水道事業の現状と課題の整理

1. 人口動態と水需要

本市の人口は減少傾向で推移しており、給水人口も同様に減少傾向である。一方で給水戸数は大きくは減少しておらず、核家族化が進んでいることがわかる。

給水人口及び給水戸数の推移を下图に示す。

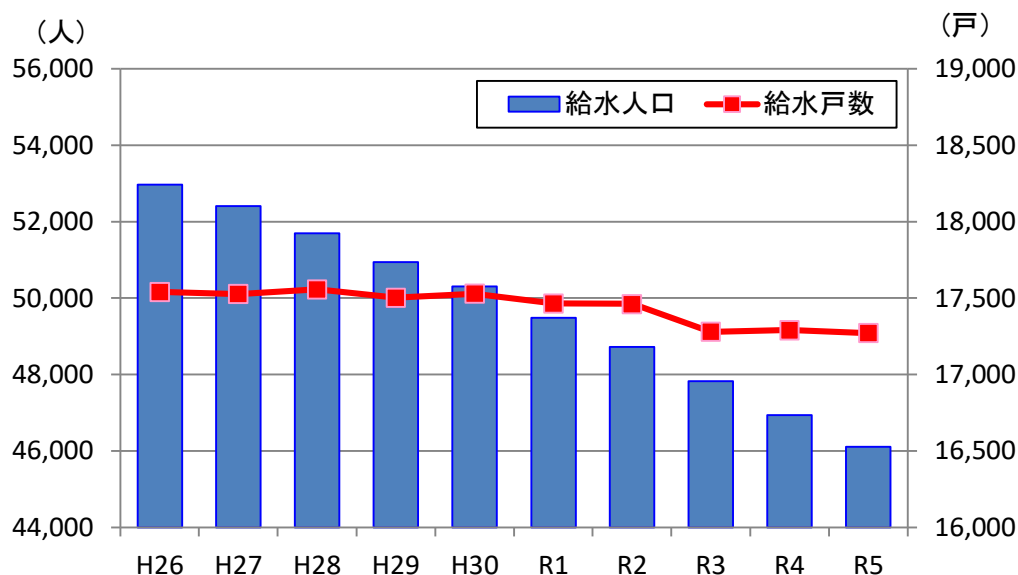


図 給水人口と給水戸数の推移

また、国立社会保障・人口問題研究所や本市人口ビジョンでは本市の将来における人口の推計を行っている。人口の減少に伴い、給水人口も減少していくと想定される。

将来の人口の推移を下图に示す。

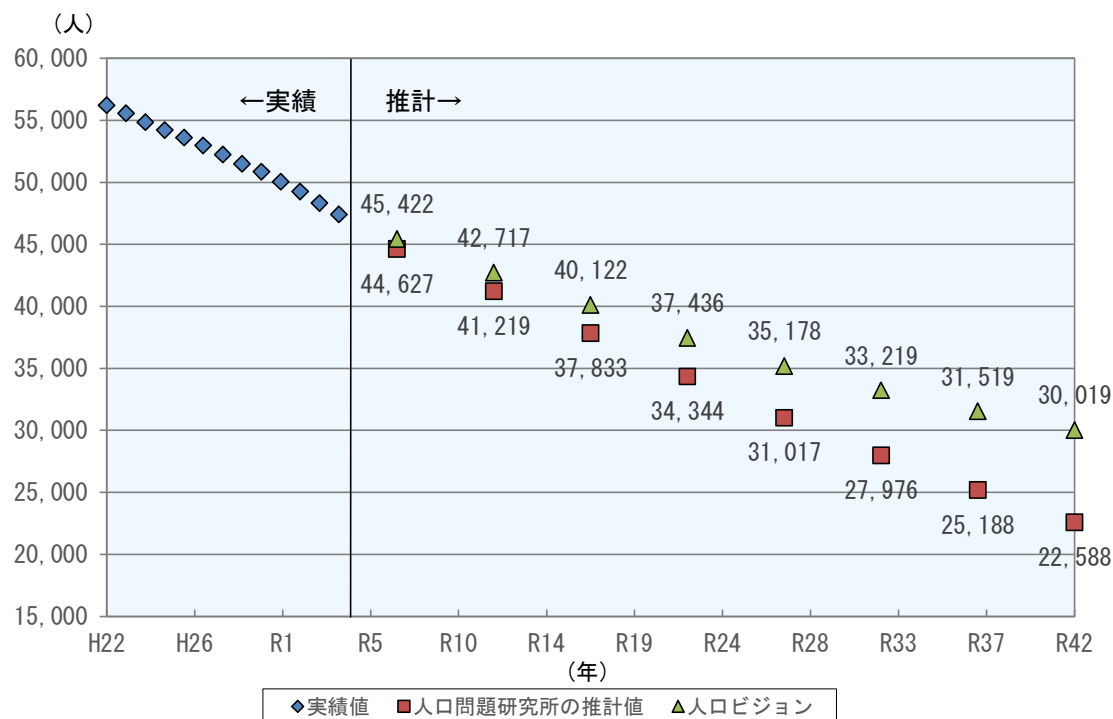


図 将来の人口の推移

本市の有効率及び有収率は近年低下傾向であり、低下要因の多くは漏水によるものであると考えられる。今後、人口減少や少子高齢化により料金収入の減少が予想されることに加え、料金収入にならない漏水の増加は有収率の低下につながり、経営に大きな影響を及ぼす。

有効率及び有収率の推移を以下の図に示す。

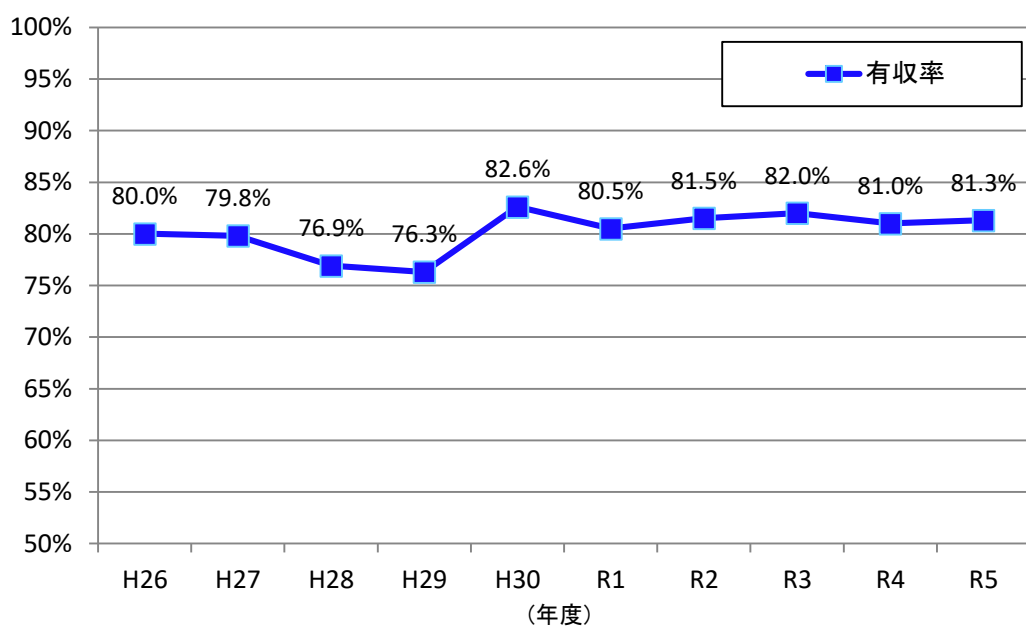
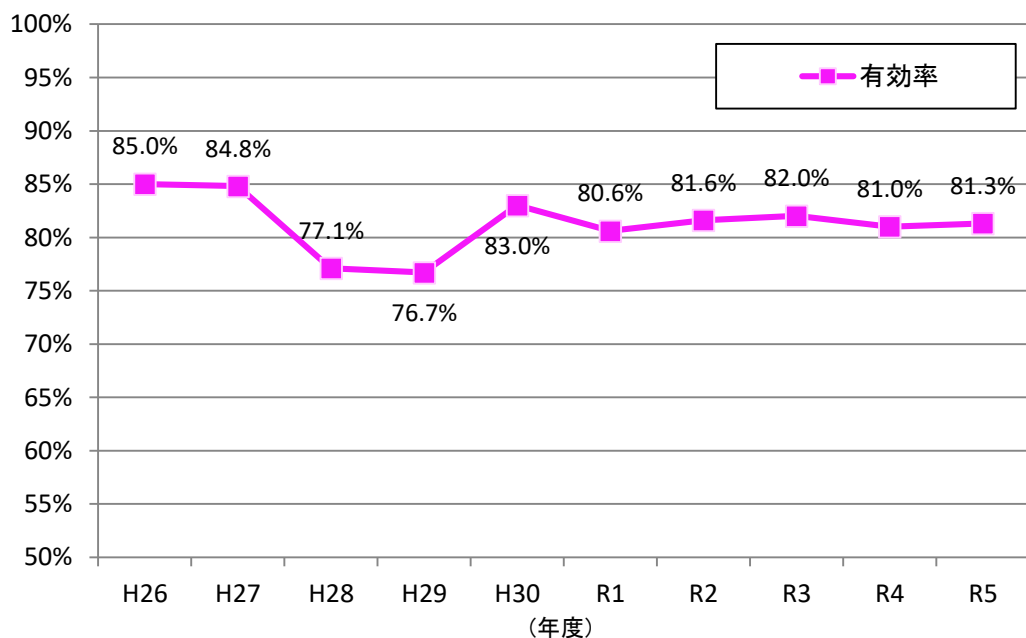


図 有効率及び有収率の推移

◆有効率とは

配水された水量のうち、有効に使用された水量の比率。収入のあった水量に加えて収入にはならなかったが、有効に使用された水量（管路工事による洗管作業や消防用水等）も含まれる。

◆有収率とは

配水された水量のうち、水道料金として収入のあった水量の比率。

2. 水道施設の状況

本市水道事業は、取水施設 52 箇所、浄水施設 38 箇所、配水池 80 池、管路 897km の資産を保有し、維持管理している。本市は他事業体と比較して施設数が非常に多く、特に配水池や管路においては類似団体と比較すると最も多い。これは、本市の面積が広大で、かつ、散居村の特性でもある住居間が長いことにより管路延長が長くなることや、山間地の地区間の距離が離れていることや高低差が大きいことにより施設を 1 箇所に集約できないことが要因である。

本市と類似団体平均の配水池数及び管路延長比較を以下の表に示す。

表 配水池及び管路延長比較

	配水池数(池)	管路延長(km)
南砺市	80	897
類似団体平均	21	457

また、本市が保有する資産のほとんどが管路であり、全体の耐震化率は約 10%となっている。なお、基幹管路の耐震化率は約 23%で、全国平均と同程度である。

基幹管路における耐震管割合比較を下図に示す。

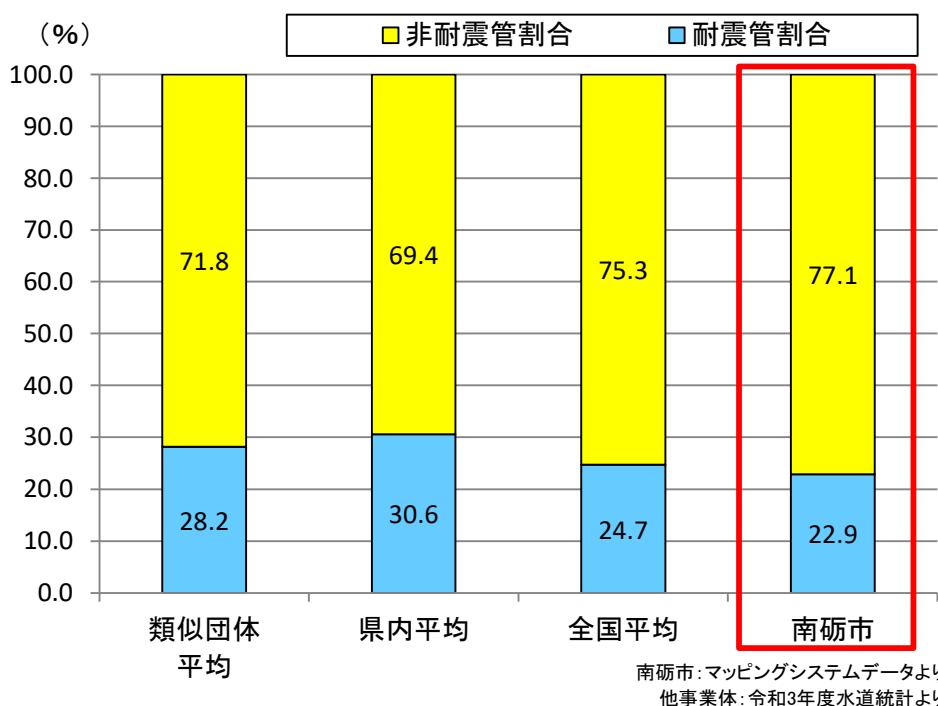


図 基幹管路における耐震管割合

◆類似団体とは

総務省発行の「水道事業経営指標（令和4年度）」を基に個々の事業体を類型化し、各指標においての比較対象としている。

3. 水道施設の更新需要の見通し

本市水道事業は、現有資産を長寿命化・延命化し供用していくという観点から、中長期的な視点に立ち、計画的な施設の運用管理を行うために今後必要となる更新需要を算出している。

算出の結果、今後 40 年間の更新需要は年間あたり約 24 億円の費用が必要となり、そのうち約 22 億円が管路資産である。既に営業収支赤字が発生している現状で、年間あたり 22 億円の投資は不可能なことから、管路においては優先すべき基幹管路の更新・耐震化を着実に実施していく方針とする。

更新需要の算出結果を以下の図に示す。

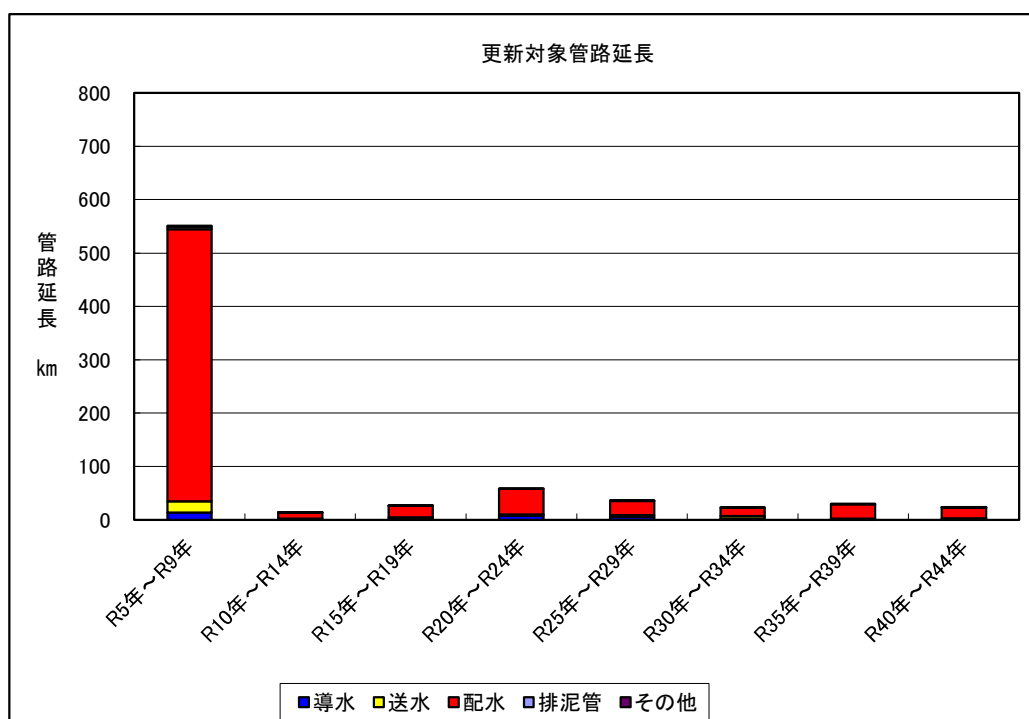
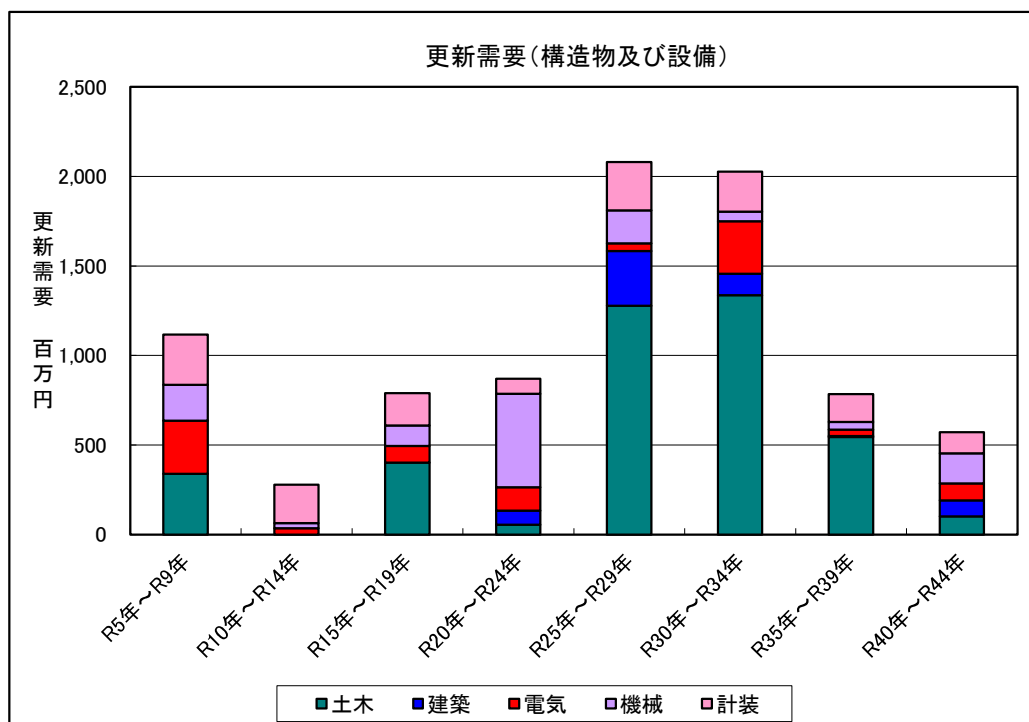


図 更新需要の算出結果

4. 水道料金と財政状況

本市水道事業の水道料金は、1ヶ月当たり20 m³使用時に3,190円と、富山県内事業体でも上水道では中間的な水準であり、令和4年度の全国平均は3,317円、類似団体平均が3,735円であることから全国や類似団体と比較しても料金は安価である。

水道料金の比較を以下の図に示す。

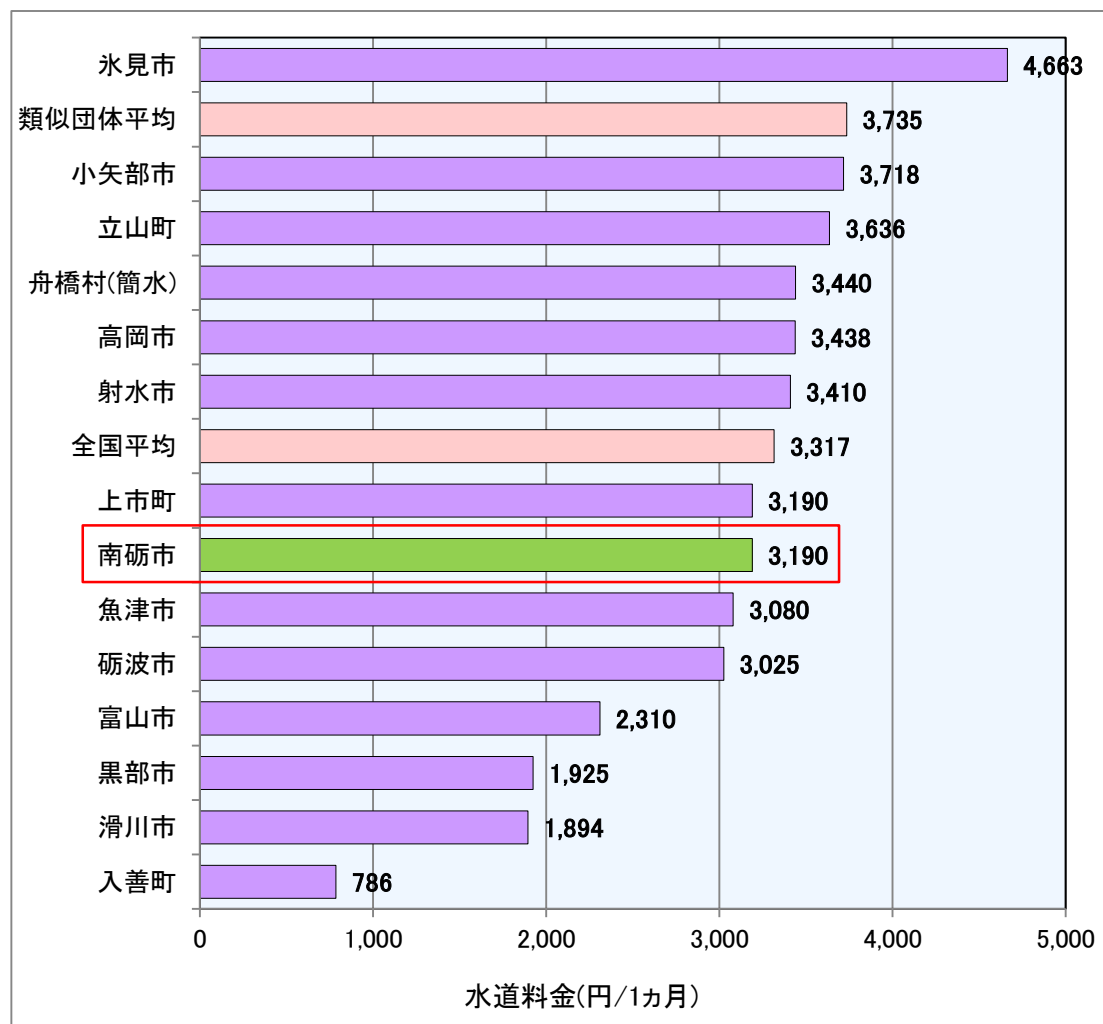


図 水道料金の比較

アセットマネジメント（資産管理）計画では、資産の更新には年間あたり 24 億円が必要となる一方で、水道料金収入においては現状よりも減少することが予想されており、施設整備に必要な費用を確保するのは困難であり、各工種において適切な投資を実施していく方針とした。

基幹管路耐震化事業費を抑えることで、令和 8 年度までは現行料金にて事業運営が可能となるが、更なる給水収益の減少や建設改良費の増加が見込まれるため、このままでは令和 9 年度以降に赤字となる見込みである。

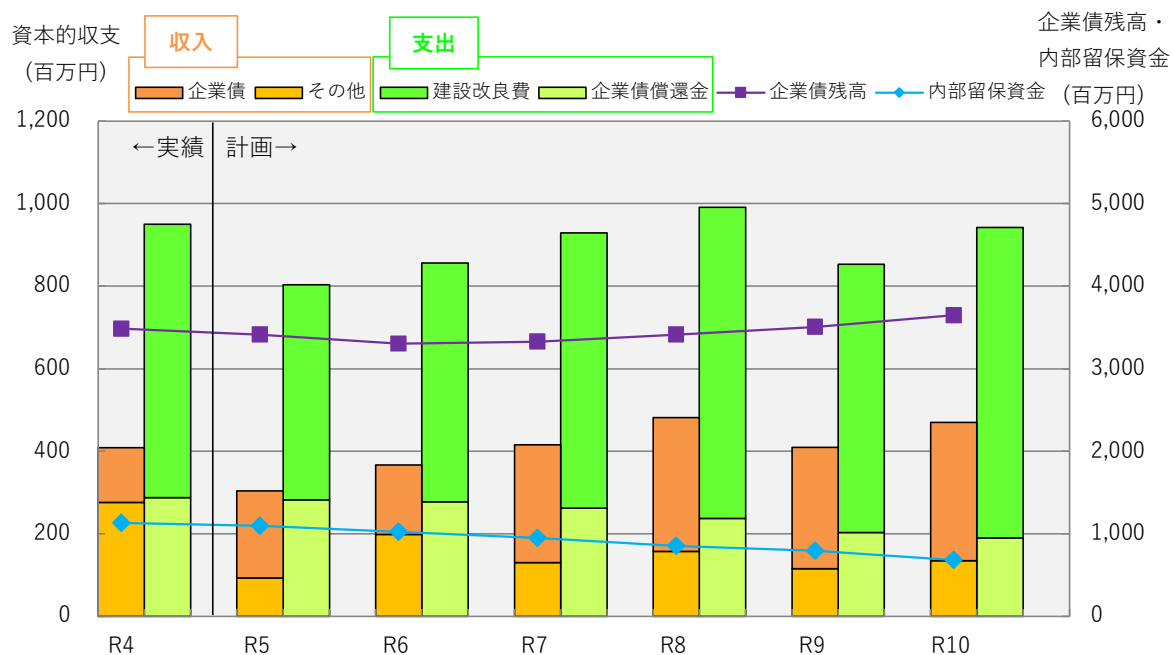
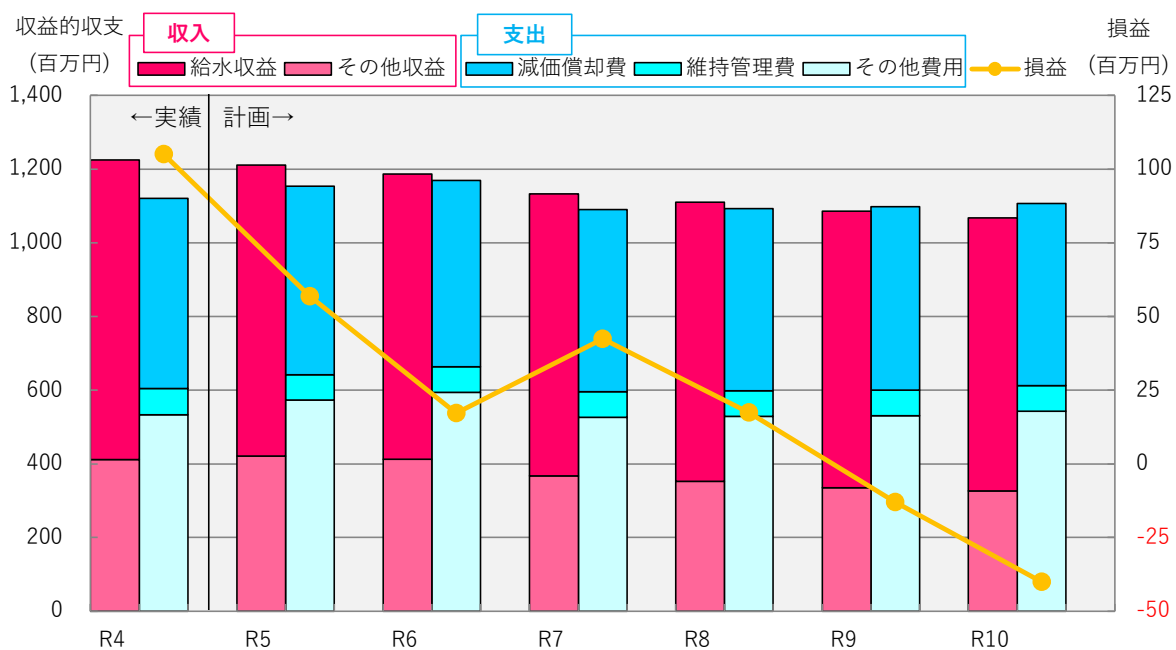
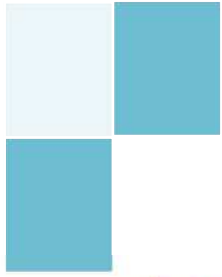


図 収益的収支及び資本的収支の推移

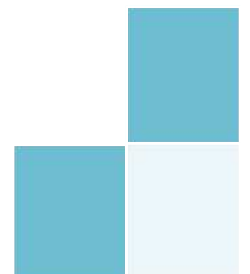


南砺市上下水道料金検討委員会

第1回委員会資料（下水道事業）



令和6年8月29日



第1章 下水道使用料改定検討にあたって

南砺市では、平成22年5月に下水道使用料を改定し、以後14年間、消費税の引き上げ分だけを改定してきた。

下水道を取り巻く状況は厳しさを増し、人口減少に伴う水利用の減少や下水道施設の老朽化等が進んでいる。国土交通省は、将来にわたり下水道事業を維持していくためには下水道の料金水準の適正化が必要として、社会資本整備総合交付金の重点配分の要件としている。

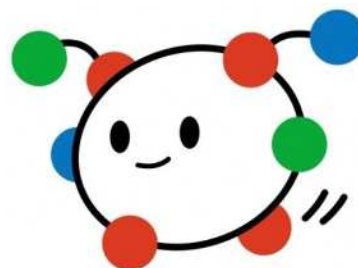
表 社会資本整備総合交付金の重点配分の要件

公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことを要件とする。

- ① 経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ② 令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

注) 南砺市は、使用料単価が現時点で180円/m³以上のため、重点配分の対象となる。

一方で、長年続いたデフレ経済が終了し、物価が高騰に転じるなど、社会経済情勢は、平成22年当時と大きく変化している。これらを踏まえ、下水道使用料の改定について検討を行うものである。



南砺市ブランドマーク「NANTO くん」

第2章 南砺市下水道事業の概要

平成16年11月1日の4町4村の合併により、南砺市（以下、本市）が誕生し、6事業（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、林業集落排水、特定地域生活排水処理、個別排水処理）となった。

本市は面積が668.64km²と非常に広域であり、山間部が多く散居村が広がっている独特な地域特性から、污水处理施設が複数存在する。

現在、本市の下水道事業の普及率は令和4年度で99.7%であり、全国平均の92.9%や富山県内平均の97.7%（令和4年度）と比較して高く、日常生活や経済活動を営むために必要不可欠なライフラインとなっている。

本市下水道事業の処理区域を以下の図に示す。

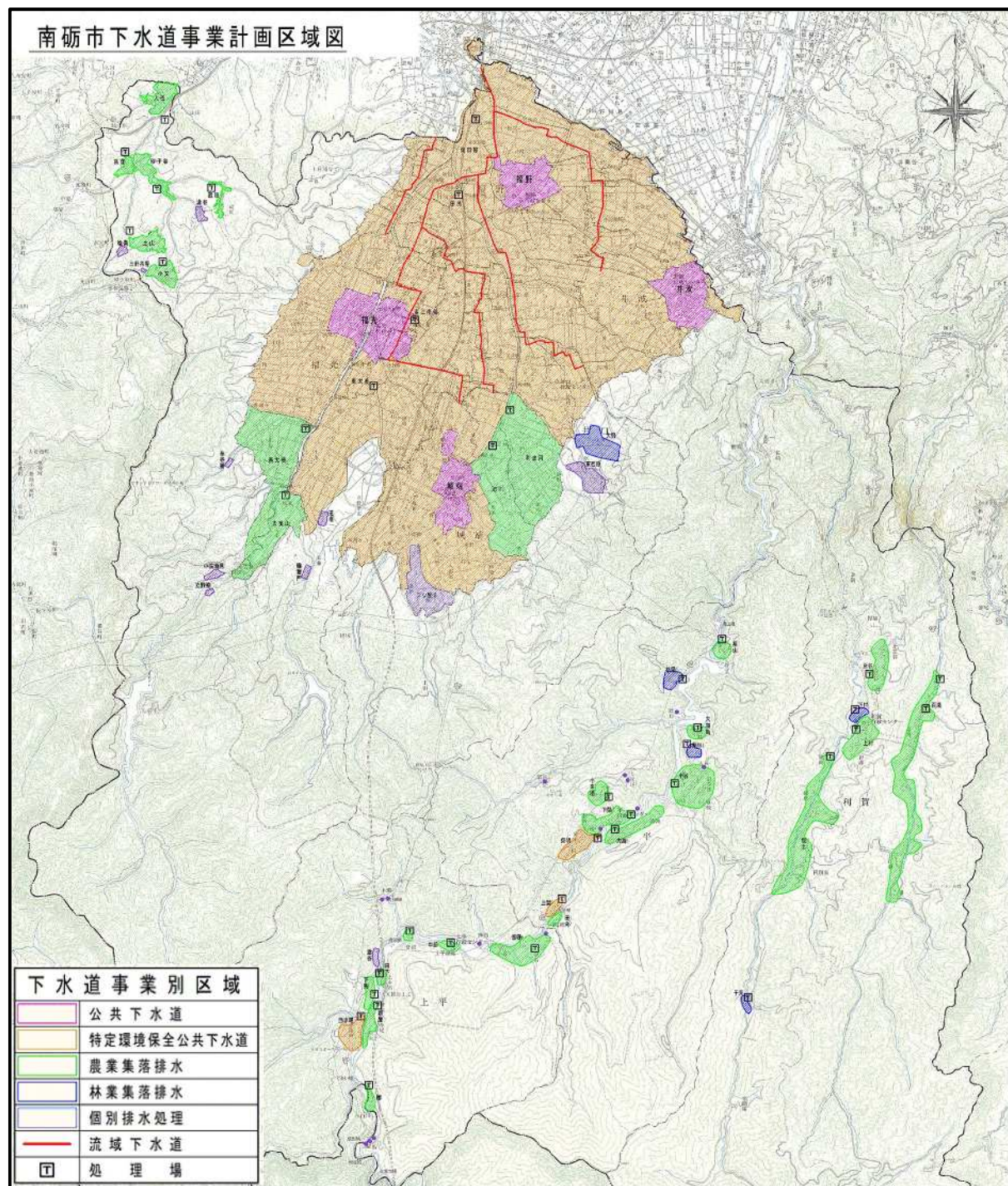


図 南砺市下水道事業の処理区域

※個別排水処理は、二ツ屋川地区の特定地域生活排水処理を含む

第3章 下水道事業の現状と課題の整理

1. 人口動態と水利用

本市の人口は減少傾向で推移しており、処理人口、水洗化人口も同様に減少傾向である。

国立社会保障・人口問題研究所や本市人口ビジョンでは本市の将来における人口の推計を行っており、将来的にも人口の減少の傾向は変わらず、処理人口、水洗化人口も減少していくと想定される。

将来の人口の推移を図に示す。

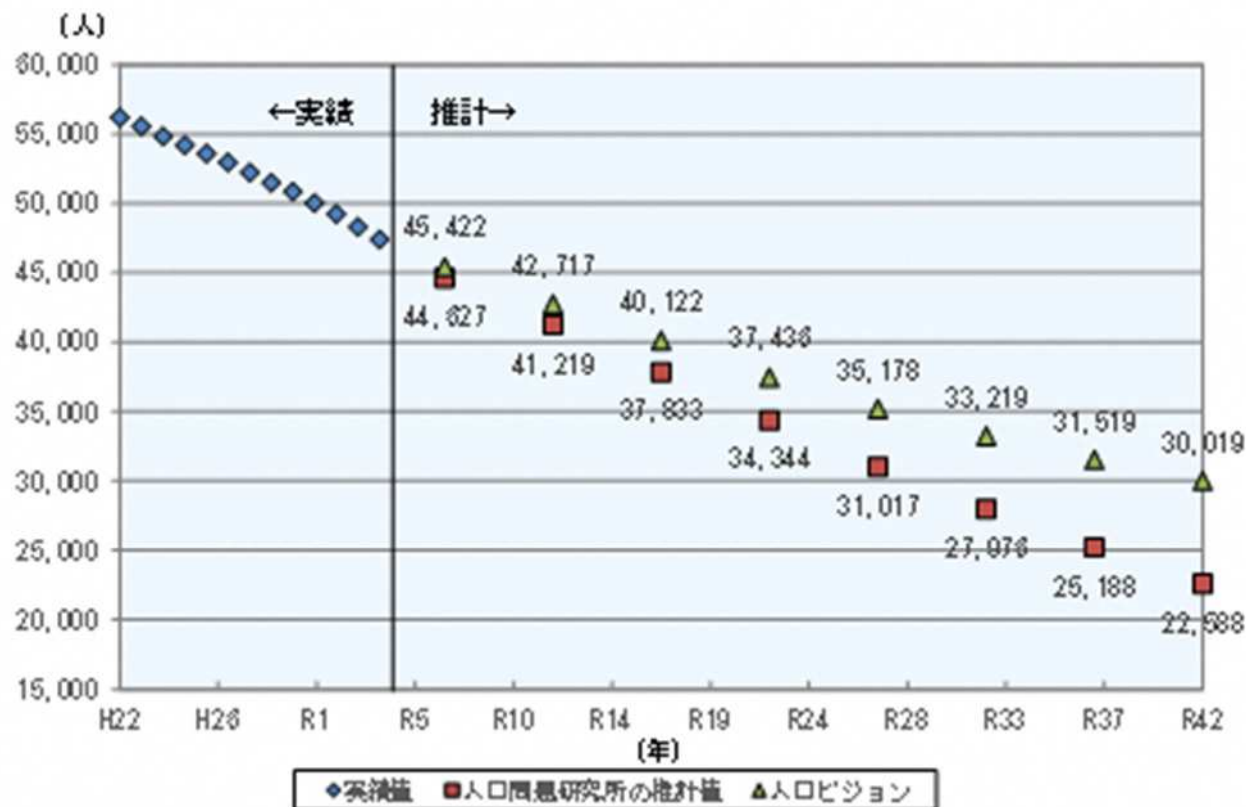


図 将来の人口の推移

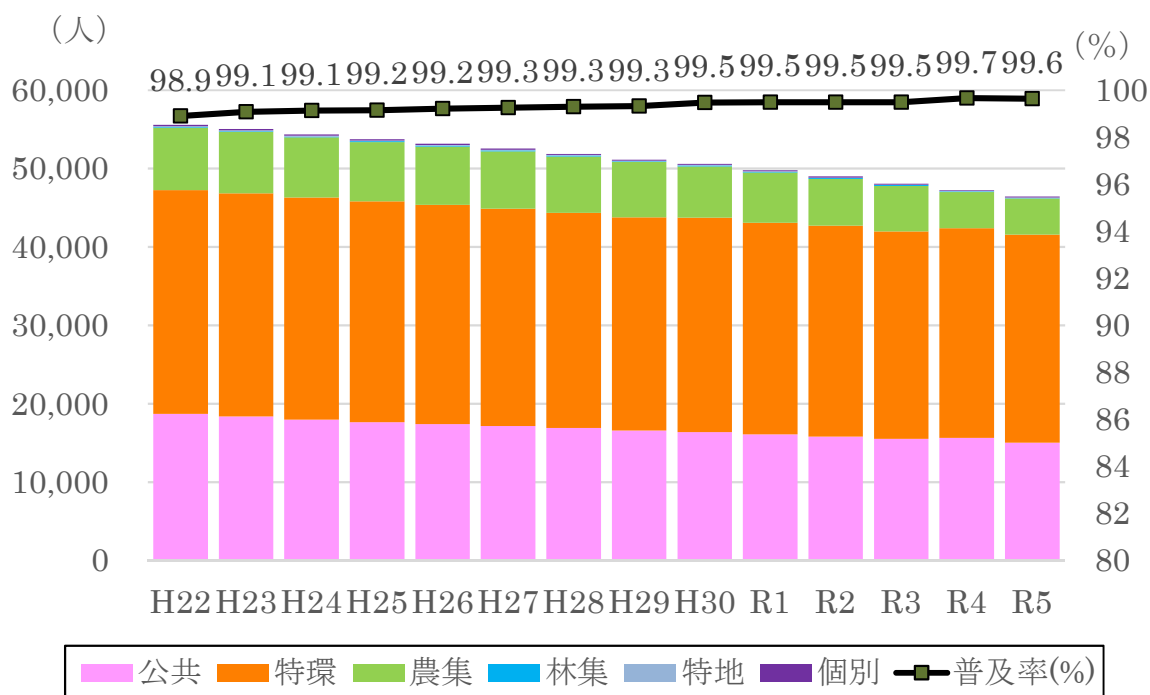


図 処理人口と普及率の推移

本市の下水道普及率（＝処理区域内人口/行政人口）は99%以上、水洗化率（＝水洗化人口/処理区域内人口）は94%以上の水準で高止まりである。

一方、平成22年度から令和5年度までに水洗化人口11%、有収水量12%、処理水量10%、使用料収入10%減少となっている。

有収率は、平成27年度以降、低下傾向を示し、令和5年度で75.8%である。有収率の低下要因の多くは不明水によると考えられる。今後、人口減少や少子高齢化により料金収入の減少が予想されることに加え、使用料収入にならない不明水の増加は有収率の低下につながり、経営に大きな影響を及ぼす。

水洗化率及び有収率の推移を以下の図に示す。

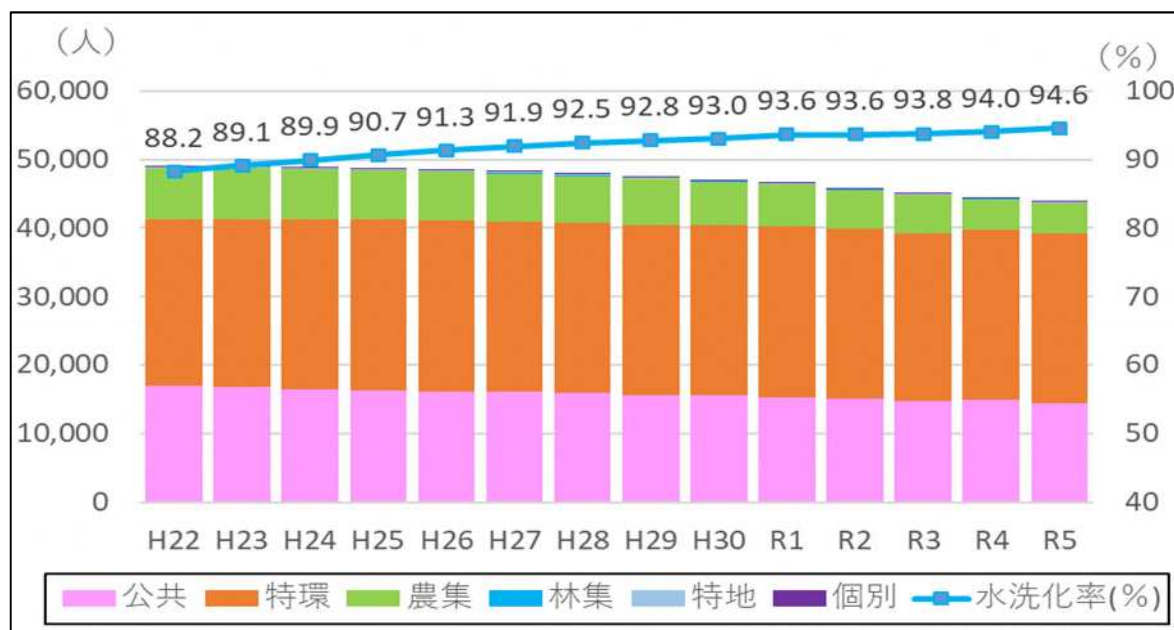


図 水洗化人口と水洗化率の推移

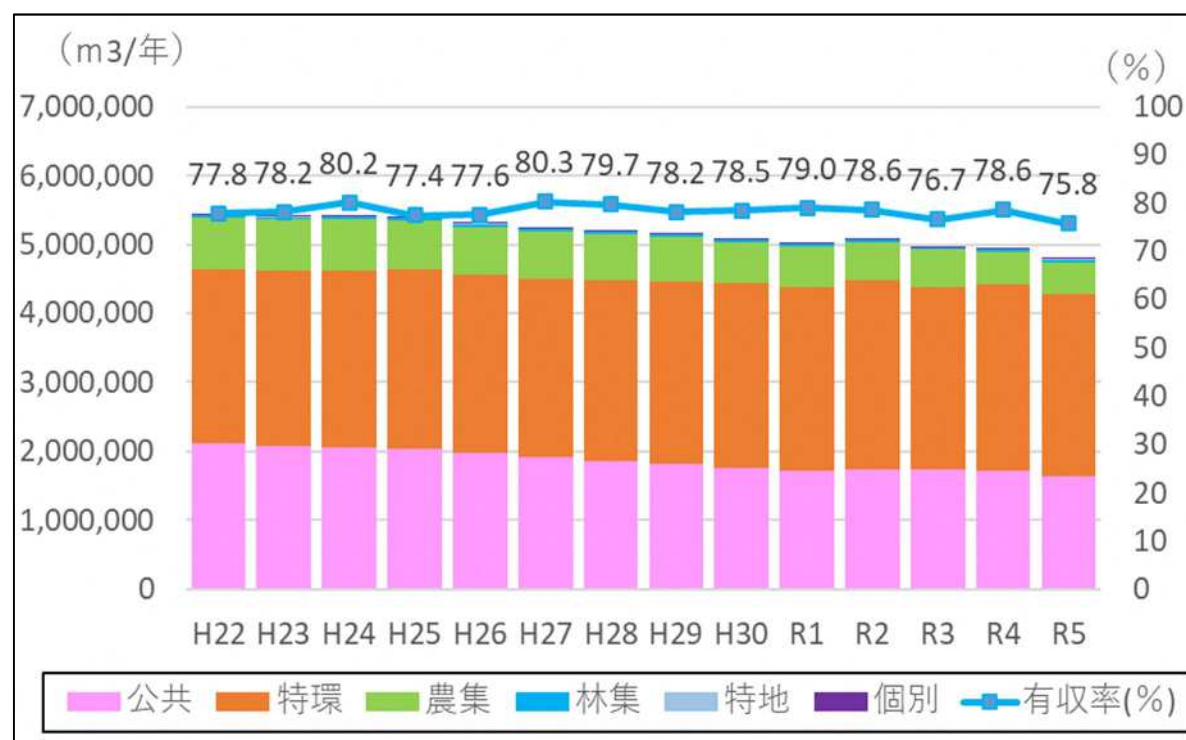


図 有収水量と有収率の推移

◆下水道普及率とは

行政人口に対して、6事業のどれかに属する処理区域内人口（供用可能な人口）の割合。

下水道普及率（％）＝処理区域内人口/行政人口×100

なお、100％私費で設置された浄化槽は、ここでは含まない。

◆水洗化率とは

処理区域内人口に対して、実際に水洗便所を設置済みの人口の割合。

水洗化率（％）＝水洗化人口/処理人口×100

◆有収率とは

処理した下水量のうち、下水道使用料として収入のあった水量の比率。

有収率（％）＝有収水量/処理水量×100

◆不明水とは

汚水の総処理水量から使用料対象水、区域外受入汚水などの有収水、雨水処理水量などを除いたもの。マンホール蓋や管渠の接続部から流れ込む雨水などが考えられる。これら不明水を無くしていく対策が必要である。

2. 下水道施設の状況

本市下水道事業は、処理場 38 箇所（特環 3、農集 31、林集 4）、浄化槽 94 箇所、管路 906km の資産を保有し、維持管理している。本市は全県平均と比較して水洗化人口当たりの管路延長は 2 倍以上と長く、処理場が 4 倍以上と多い。これは、本市の面積が広大で、かつ、散居村の特性でもある住居間距離が長いことが要因である。この結果、本市の投資額は、全県平均の約 1.7 倍に達する。

表 処理施設及び管路延長比較（浄化槽除く）

	水洗化人口 1 人当 り管きょ(m)	水洗化人口1万人当 りの処理場(箇所)
南砺市	20.3	9
全県平均	9.5	2

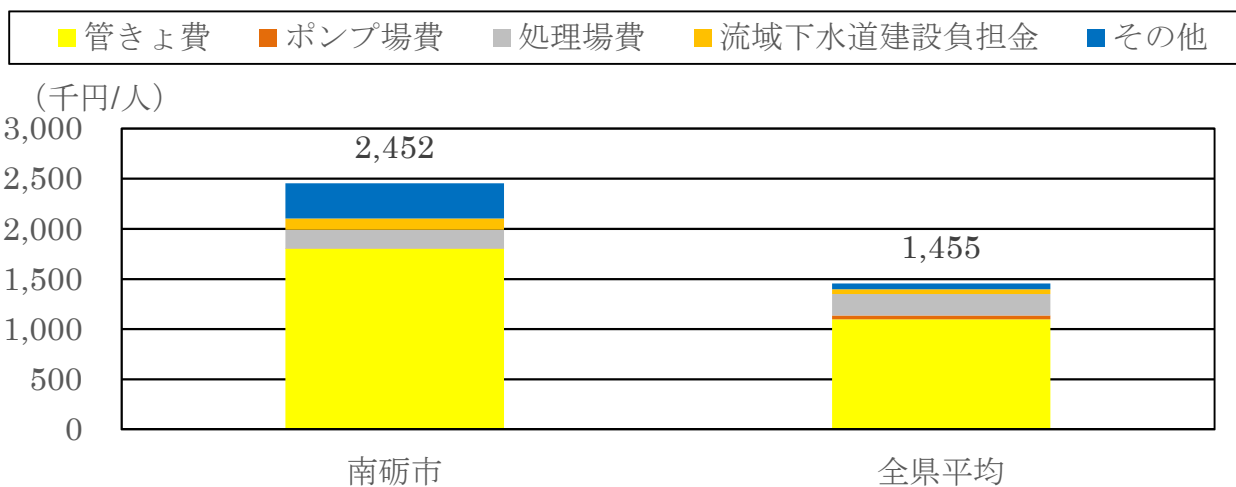


図 水洗化人口 1 人当たり投資額（浄化槽除く）

3. 下水道施設の建設改良費の見通し

本市下水道事業は、現有資産を長寿命化・延命化し供用していくという観点から下水道ストックマネジメントにより更新需要を算出している。

今後 10 年間（令和 6～15 年度）の建設改良費は年間約 3 億円が必要となり、うち約 2 億円が管きょ、約 1 億円が処理施設（個別浄化槽含む）である。加えて流域下水道建設負担金約 1 億円を見込む。管きょは、優先すべき重要な管きょの更新・耐震化を実施していく方針とする。

建設改良費の算出結果を以下の図に示す。

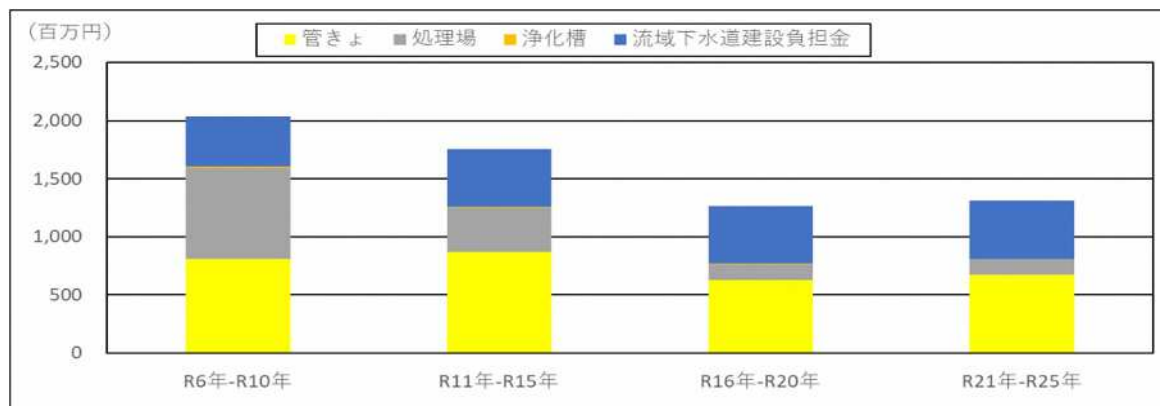


図 5 年毎の建設改良費（管渠＋処理場＋浄化槽）と流域下水道建設負担金

4. 下水道使用料と財政状況

本市下水道事業の下水道使用料は、6 事業とも同じ体系であり、1 ヶ月当たり 20 m³使用時に 3,960 円（税込）と、県内で最高であり、令和 4 年度の全国平均 3,011 円（処理区域内人口 1～3 万人）、類似団体平均 3,295 円と比べても高額である。これは、散居村特有の住居配置や山間部で集落が点在しているといった地理的要因により、管きょ延長が長く、処理施設が多くなり、建設費・維持管理費とも割高となるためと考えられる。

下水道使用料の比較を以下の図に示す。

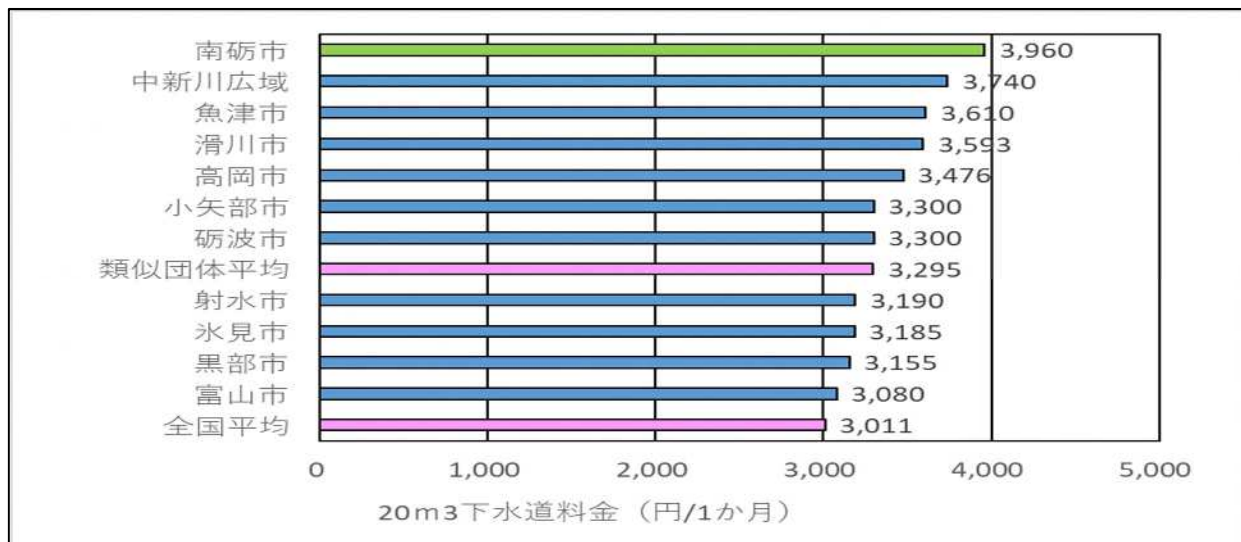


図 下水道使用料の比較（公共下水道）税込

◆類似団体とは

総務省発行の「下水道事業経営指標（令和 4 年度）」を基に個々の事業体を類型化し、各指標においての比較対象としている。

収益的収支については、黄色い折れ線が損益を示しており、年々マイナス方向へ近付いている。現在、一般会計から赤字補填分として令和 7 年度まで繰入金を受けているところであるが、その分が減少すると急速に赤字になる可能性がある。対して、支出の減少はわずかである。

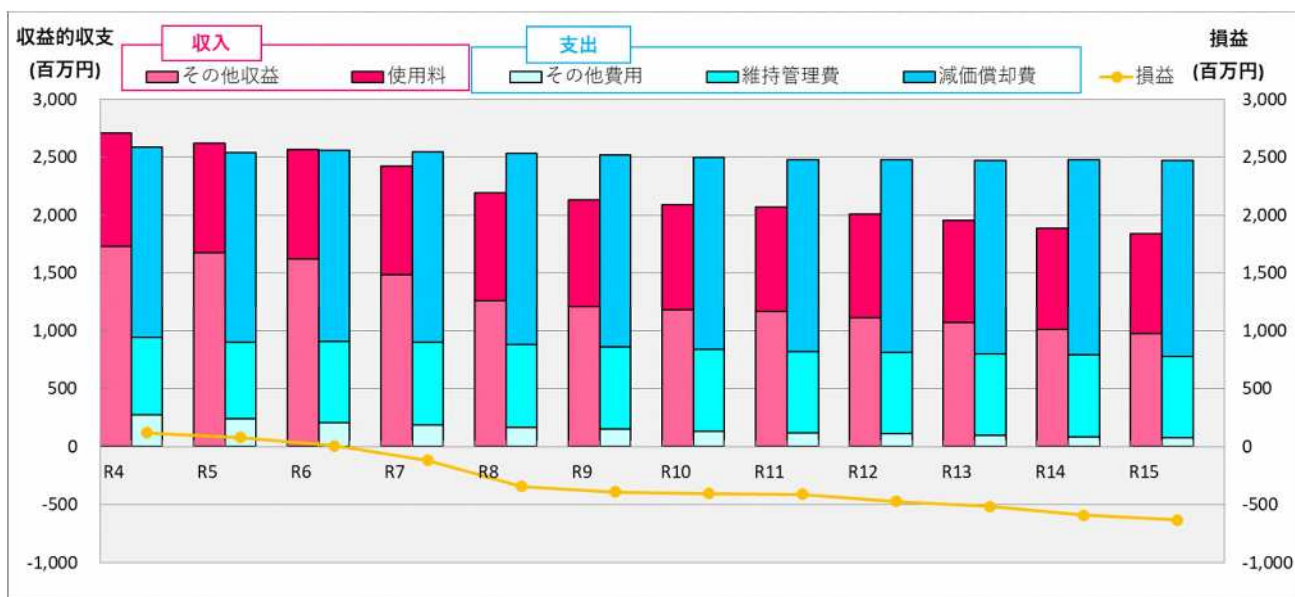


図 収益的収支の推移（全事業の計）

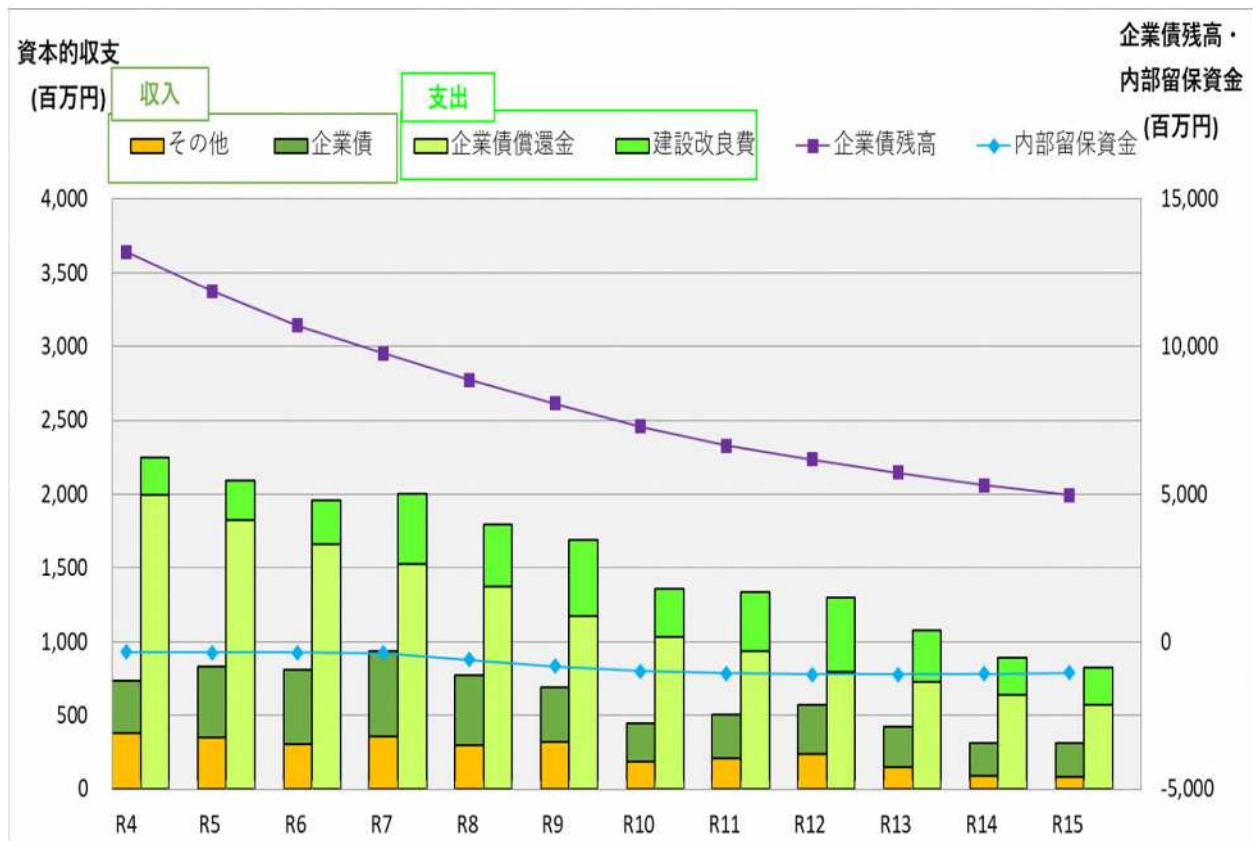


図 資本的収支の推移 (全事業の計)

建設改良費を必要最小限に抑制するため、新規の企業債も抑制される。

企業債償還金は徐々に減少していくが、常に新規の企業債より大であるから、企業債残高が着実に減少していく。今後、施設の老朽化や耐震化への対策を、より積極的に行う方向へ向かえば、収支の状況も変化していくと見込まれる。

汚水処理原価に対して使用料単価は 88%程度で、不足分 (平成 30 年度以降 20~30 円/m³ 程度) は一般会計の負担で補われる。全体で、10 億円以上だったが、近年は 2 億円以下に抑制されている。

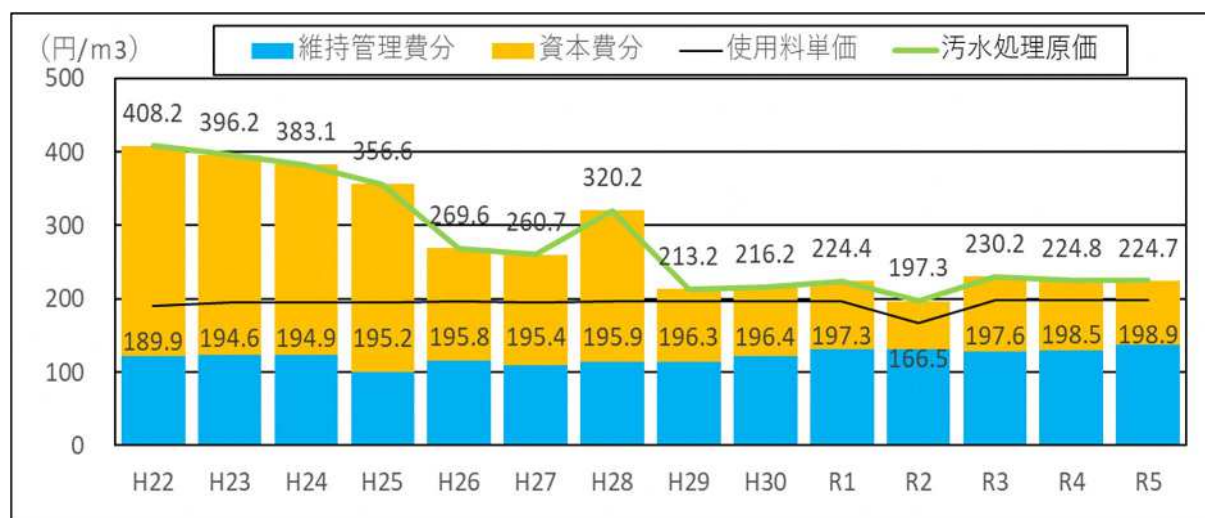


図 汚水処理原価と使用料単価の推移 (全事業合計)

汚水処理原価に対する使用料単価の比率（回収率）は、100%が理想だが、実例はまれである。維持管理費分は増加したが、それ以上に資本費分が減少したことで回収率が向上している。

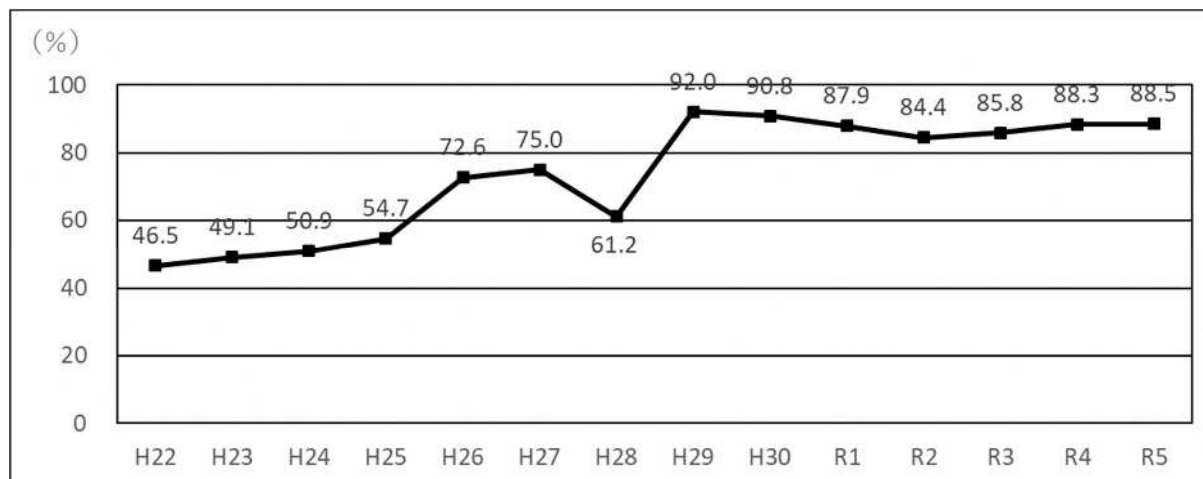


図 回収率の推移（全事業合計）

維持管理費分は、平成 22～30 年度は安定していたが、その後は上昇傾向にある。平成 22 年度と比べて、令和 5 年度は 15.4 円/m³、率にして約 13%上昇している。

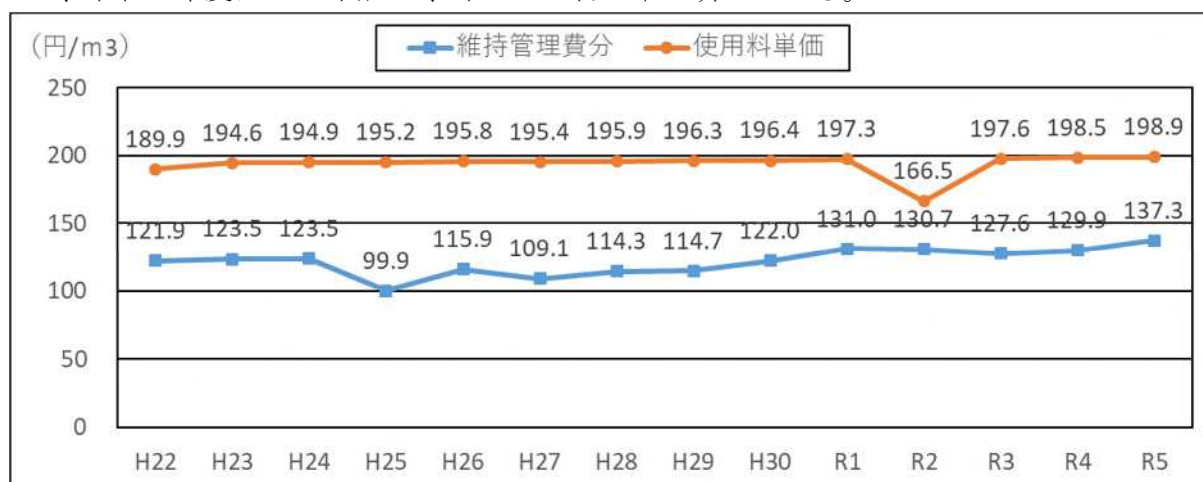


図 維持管理費分と使用料単価の推移（全事業合計）

◆使用料単価、汚水処理原価、経費回収率とは

- ・ 使用料単価①＝使用料収入÷年間有収水量
- ・ 汚水処理原価②
＝汚水処理費（一般会計が負担すべき経費を除く、汚水処理に係る経費）÷年間有収水量
- ・ 経費回収率＝使用料単価①÷汚水処理原価②
使用料でどれだけ汚水処理経費が賄えているかを示す割合。